

## ○議案第50号 守口市立青少年センター条例を廃止する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝建設文教委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

守口市立青少年センターは、青少年に学習と憩いの場を与え、青少年活動を助成し、その健全育成を図るため、昭和37年に開館したが、施設の老朽化が進み、また、開館後、他施設の整備などにより同センターを取り巻く環境が変化し、加えて、利用者が減少傾向をたどっていることから、今回、同センターを廃止しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、守口市立青少年センターについては、築後約50年が経過し、施設の老朽化が進んでいるが、都市計画公園内に設置されており、法律上、現在の場所での建て替えができないことから、廃止することは止むを得ないとする。しかしながら、これまで同センターが担ってきた事業、特に同センターを利用している青少年育成団体や各種サークルの活動は、青少年の健全育成に重要な役割を果たしてきたことから、同センター廃止後も、活動場所の確保をはじめ、これら各種団体の活動に対し、積極的な支援を行っていくとともに、引き続き、青少年の健全育成に万全を期されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。